

訪問看護ステーションきよた運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 訪問看護ステーションきよたは後期高齢者医療制度・健康保険法及び介護保険法による指定訪問看護を行なう事業所として、高齢者等の生活に関する質の確保に資する見地から、その家庭における療養生活及びその心身の機能の維持回復を支援することを目的とする。

(方針)

第2条 訪問看護ステーションきよたは、後期高齢者医療制度・健康保険法及び介護保険法の基本理念が具現されるよう配慮すると共に、市町村及び地域との結びつきを重視し、保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携をとりながら、利用者の健康が増進されるように努めるものとする。

第2章 職員の職種、定数及び職務内容

(職員の職種及び定数)

第3条 この事業所には次の職員を置く。ただし、必要に応じて職員を増員又は臨時の職員を置くことができる。

管理者	1名	看護師	2名
-----	----	-----	----

(職務内容)

第4条 管理者は、後期高齢者医療制度・健康保険法・介護保険法並びに関係法令及び監督官庁の指示等に従い、職員を管理し指定訪問看護が行われるよう必要な配慮をする。

第5条 職員は、管理者の命をうけて、次の区分によりそれぞれの職務に従事する。

- (1) 保健師、看護師、准看護師は医師の指示に基づき、利用者の看護・介護に重点を置いた訪問看護の提供に従事する。
- (2) 事務職員は、一般事務及び庶務に関することに従事する。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日)

第6条 営業日は祝日を除く月曜日から金曜日までとする。ただし、次の期間については休日とする。

年末・年始

(営業時間)

第7条 営業時間は9時から17時までとする。
電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定訪問看護の提供方法及び内容

(訪問看護の提供方法)

第8条 指定訪問看護にあたっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、看護師等が訪問し、在宅において介護、リハビリテーション等の看護サービスを提供する。

(訪問看護の内容)

第9条 利用者に対する指定訪問看護の内容については、次の通りとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 体位変換、食事・排泄等の日常生活の世話
- (3) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- (4) 褥創の予防・処置、カテーテル等の管理
- (5) リハビリテーション
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) 医師の指示による医療処置
- (8) 認知症のケア
- (9) 終末期の看護

第5章 緊急時における対応方法

第10条 看護師等は、現に指定訪問看護を行なっている時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行なう等、必要な措置を講じるものとする。

第6章 虐待防止のための措置

第11条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第7章 利用料に関する事項

（基本利用料）

第12条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（その他の利用料）

第13条 次に掲げる指定訪問看護を提供したときは、その他の料金として、その金額の支払いを利用者から受け取るものとする。

- (1) おむつ代などに要する費用 実費
- (2) 死後の処置費 5000円（税込）
- (3) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 200円（税込）
- (4) 超過料金（介護保険法適応外の90分を超える訪問看護）
30分毎 1000円（税込）

さらに、後期高齢者医療制度及び健康保険法にて指定訪問看護を提供した場合は、その他の料金として以下の支払いを受けるものとする。

- (5) 超過料金（保険適応外の90分を越える訪問看護）
30分毎 1000円（税込）
- (6) 休日料金 1回 3200円（税込）
- (7) 交通費（往復） 1回
0～4km 200円（税込）
4～10km 400円（税込）
10km以上 600円（税込）

(通常業務を実施する地域)

第14条 ステーションが通常業務を行う地域は、札幌市清田区・豊平区・厚別区・白石区、北広島市とする。

(領収書の交付)

第15条 基本利用料及びその他の利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

(附則)

この規定は、2022年4月1日より施行する。